合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
（クリーンウッド法）の概要等

平成29年10月

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

定義
・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）［２条１項］
・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）［２条２項］

国

主務大臣
◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[３条]
・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[６条]。
・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[７条]。
・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

◎国の責務[４条]
・必要な資金の確保
・情報の収集及び提供
・登録制度の周知
・事業者及び国民の理解を深める措置 等
◎適切な連携[31条]
◎国際協力の推進[32条]

事業者 ◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[５条]。

木材関連事業者 …木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[２条３項]

登録木材関連事業者
・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる<u>木材関連事業者</u>は、登録により「**登録木材関連事業者**」という名称を用いることができる[８条、13条１項]。
※登録を受けた者<u>以外</u>が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条２項、37条]。

申請 ↓　↑ 登録

登録実施機関[５章]

※ 施行日 ： 平成29年5月20日

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
（流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと）

事業者は そのために

〇事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める（第5条）
〇木材及びその製品（省令で定義）を製造・加工・輸入・販売（消費者への販売を除く）する又は木材を使用して建築等をする事業者（木材関連事業者）は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等（DD（due diligenceデューデリジェンス）等）を行う（第6条）
〇上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる（第13条）

国は そのために

〇諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する（第4条）
〇法の意義を国民・事業者に広報する（第4条）
〇木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う（第7条、第33条）
〇登録木材関連事業者の優良な取組を公表する（第4条）
〇諸外国・民間団体等と連携・協力する（第31条、第32条）

2

法に基づき木材関連事業者が取り組む主な内容

木材関連事業者が取り組むべき措置

取り扱う木材等の合法性の確認等を行い、合法伐採木材等を利用するよう努める

確認の対象となる木材等

グリーン購入法の対象物品をベースに対応可能な品目を加えて制度運用を開始

確認のしかた

川上の木材関連事業者（輸入業者、丸太搬入業者等）【第一種木材関連事業】
⇒樹種・伐採地、証明書等の情報及び国が提供する情報に基づき合法性を確認

川下の木材関連事業者（製紙業者、家具業者、流通業者、建築業者等）【第二種木材関連事業】
⇒購入先が発行する合法性を証明する書類に基づき合法性を確認

登録のしかた

川上の事業⇒事業全体を登録

川下の事業⇒部門・部材群・製品群ごとの登録が可能

→ **合法伐採木材等の流通利用の促進**

3

対象物品【2条1項関係】

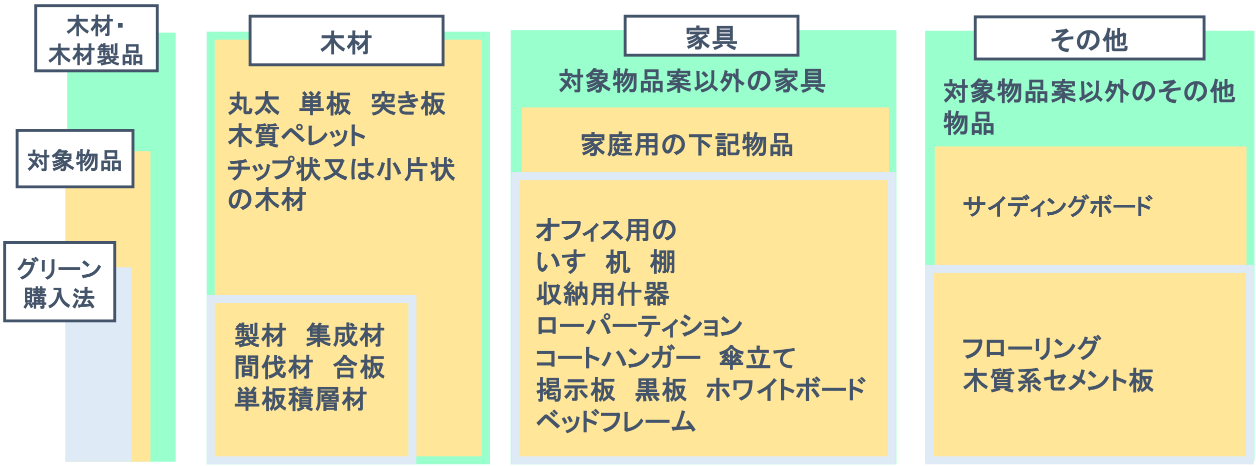

2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

1.「木材等」に該当しない製品の考え方について

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るＱ＆Ａ （平成29年6月29日版）より		この運用ガイドでの整理	
		定義から除かれるもの	対象外製品の目安
（1）－1 「木材」は具体的にどのようなものか。	本法の対象とする「木材」には、「丸太」の他、以下の①～④が該当します。 ①「ひき板及び角材」：縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの。 ②「単板及び突き板」：合板用単板、これらに類する積層木材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの。 ③「合板、単板積層材及び集成材」：合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなどが該当。 ④「木質ペレット、チップ及び小片」：チップ状又は小片状の木材や木毛及び木粉、小片をペレット状に凝結させたもの。 塗装や切断、湾曲などの加工を経ていても、これらに該当するものは「木材」となります。 なお、薪、木炭、竹、OSB、コルク、繊維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。	①～④を資材としていても、本法の「木材」及び「家具、紙等の物品」以外のものは、本法の対象とする「木材等」には、該当しない。	・面材系：壁材・腰壁、天井材（軒天井を含む）、 ・建具系：建具（室内ドア、クローゼット扉、間仕切、玄関ドアなど）、建具枠 ・階段系：スライドタラップ、ロフトタラップ、階段ユニット（側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む） ・造作材系：巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、鴨居、敷居、縦枠、付け柱、畳寄、框、式台、カウンター（板状で壁等に固定するもの）、棚板（押入等に設置するもの） ・家具系：建材・家具以外の機能が付加されたもの（掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど） ・エクステリア系：濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル ・化粧板：化粧繊維板・化粧パーティクルボード
（1）－2 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものは「木材」に含まれるのか。	パブリックコメントの回答において、「さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したものは木材に含まれない」旨の回答をしているところですが、これは、すでに施行規則において「家具、紙等の物品」として規定している「フローリング」が「木材」に含まれないことを示しているものであり、プレカット材（※）などは、「さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施したもの」であっても「木材」に含まれます。 ※プレカット材：軸組工法等による木造建築物の構造材（柱、土台、梁等）、羽柄材（板、垂木、敷居、鴨居等）の仕口、継手、ほぞ等、従来は大工が手で行っていた加工を機械で行ったもの	（1）－1の「対象外製品の目安」にあるものは、さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施されていても、木材に該当しない。	

※対象外製品の資材として（1）－1　①～④の「木材」を調達する際は、供給元からクリーンウッド法省令第4条に基づく合法性確認に関する書類等の提供を受け、合法性の確認を行って下さい。
※対象外製品はクリーンウッド法省令第4条の「譲り渡すときに必要な措置」は不要です。ただし合法な木材を資材としていることを事業者の判断で譲渡先へ説明することはできます。

お取引先（販売事業者様、建築事業者様）へ「対象外製品の目安」に記載された商品に関しては、「木材等」に該当しないため、クリーンウッド法に基づく合法性の情報の提供は行わないことをご説明ください。

2. 譲渡時の措置（書類等の提供）に記載する合法性確認に関する表記の例

Q&A(6/29版)（9）－１では「確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨が分かるよう記載されれば、その様式は問わない」とされています。

木材関連事業者である会員は、「木材等」については合法性確認を必ず行い、カタログ・ホームページ等の当該製品の合法性に関する表記は下の表現を参考にしてください。

Aの表記のみでは意味が伝わらないので、カタログ・ホームページ等には、Bを参考に説明を少なくとも1箇所に掲載するようにしてください。

製品	A.合法性に関する表記	B.説明の例
木材等	確認済	クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の「木材等」に該当し、法令に基づく確認を行い、合法伐採木材等であることが確認できた製品です。 ※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
	確認に至らず	クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の「木材等」に該当し、法令に基づく確認を行いましたが、合法伐採木材等であることが確認できなかった製品です。
木材等に該当しない対象外の製品	対象外	クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の「木材等」に該当しない製品です。

注意：「木材等」に該当するが、合法性に関する確認を行っていない製品は取り扱いを差し控えるようにしてください。確認を行っていない製品について合法性確認に関する表記を行う場合は、「未確認」と記載し、「クリーンウッド法の『木材等』に該当するが、合法性に関する確認を行っていない製品である」ことを併せて記載してください。

表記例

製品	仕様	合法性に関する表記	登録等
家具（椅子、机、棚・収納用じゅう器など）	部材の総重量に占める木材の重量が50%以上	確認済	※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
		確認に至らず	―
	部材の総重量に占める木材の重量が50%未満	対象外	―
フローリング	基材が合板（木材）	確認済	※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載する。
		確認に至らず	―
	基材がパーティクルボード（対象外）	対象外	―

3. 譲渡時に提供する書類等に記載すべき情報の一部をカタログ・ホームページ等で提供する場合の例

木材等を譲り渡す場合の書類の提供方法について、Q&A(6/29版)（9）－3では「書類に記載すべき情報の一部をカタログやホームページ等で提供することも想定」されています。

合法性の情報をカタログ・ホームページ等で提供する場合、個別の取引についての合法性確認は下のように複数の書類等を照合することで行えます。お取引先へ充分な説明を行ってください。

※合法性に関する情報を記載したカタログ・ホームページ等は、当該製品の販売終了から5年間保管または公開を行ってください。

■製品に関する合法性の情報　　■個別の取引に関する情報（納品書、契約書等の品名・品番等）

・カタログの例

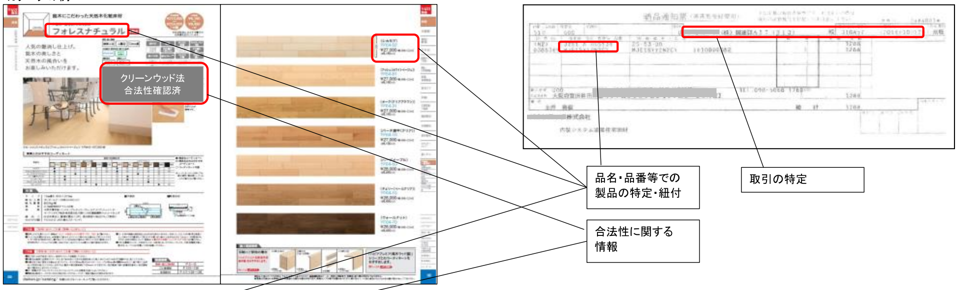

※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度に基づく表記も行うこと。

・「木材等」該当製品を一覧表にまとめた例

製品	製品名称等	合法性に関する表記	登録等
棚	シェルフセット	確認済	第二種登録木材関連事業者　〇〇〇〇
収納用じゅう器	インテリア収納〇〇シリーズ	確認済	―
	玄関収納〇〇シリーズ △△タイプ（品番ABCで始まるもの）	確認済	―
フローリング	床材　Aシリーズ（品番DEF−〇〇）	確認済	第二種木材関連事業者　〇〇〇〇
	床材　Bシリーズ	確認済	―
	床材　Cシリーズ	確認済	〇〇工業会認定　〇〇〇〇

注意：
製品名称等については、合法性の確保と、納品書等に記載される情報との照合ができるレベルまで記載してください。
・製品・シリーズ全体で合法性が確保され、納品書等にも名称等で記載されるのであれば、製品シリーズレベルとなります。
・製品シリーズの下の細分化されたタイプ・品番などで合法性が異なる場合は、細分化された単位や品番など、納品書等に記載される情報と照合できるレベルまで詳細に記載してください。

対象物品【2条1項関係】

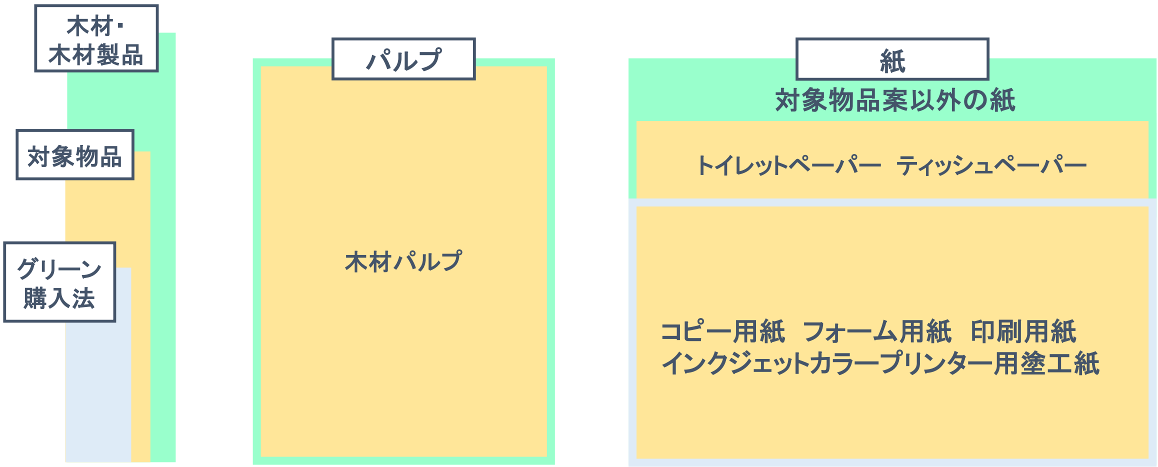

2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

5

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】

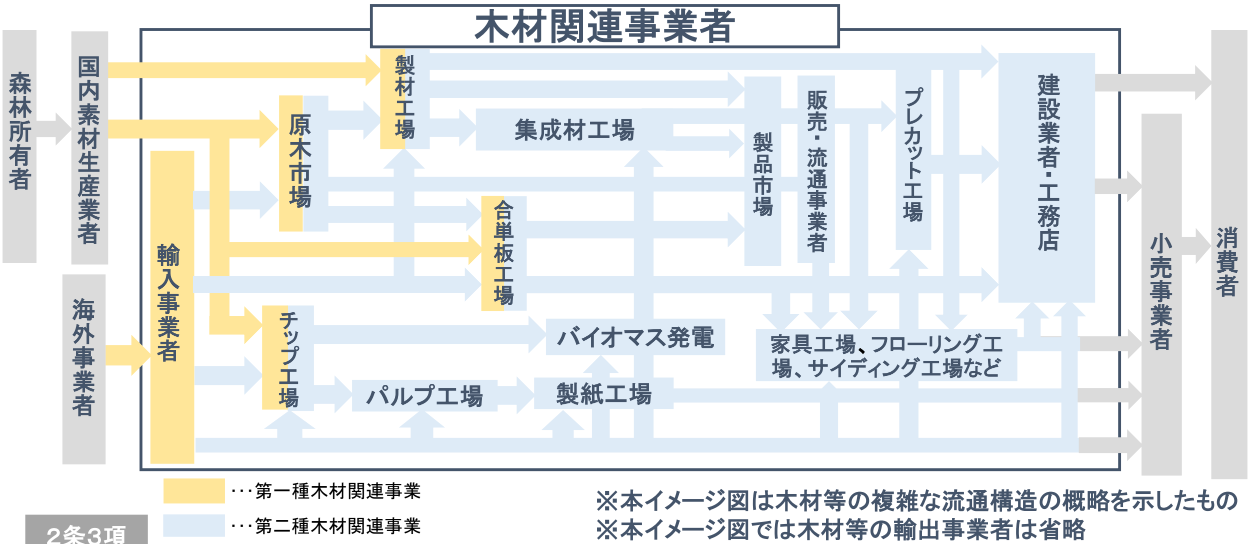

※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもの
※本イメージ図では木材等の輸出事業者は省略

2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

6

合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】

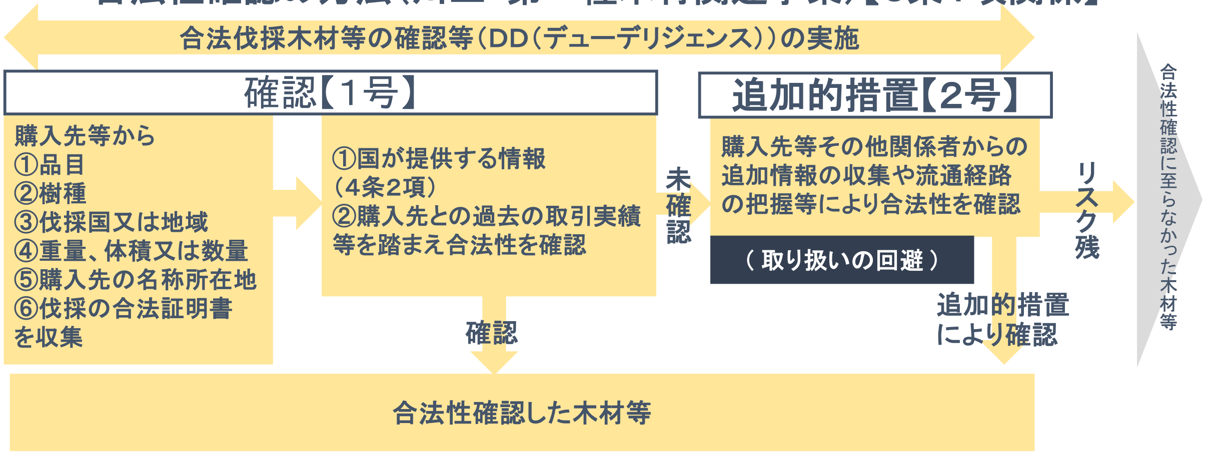

6条1項

　主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

7

合法性確認の方法（川下・第二種木材関連事業）【6条1項関係】

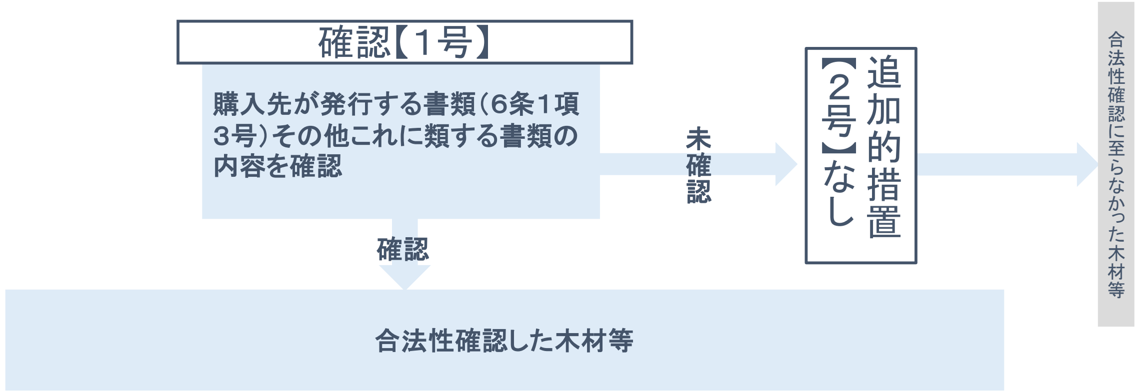

6条1項

　主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

一　木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項

二　前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

8

登録する事業の範囲【9条1項関係】

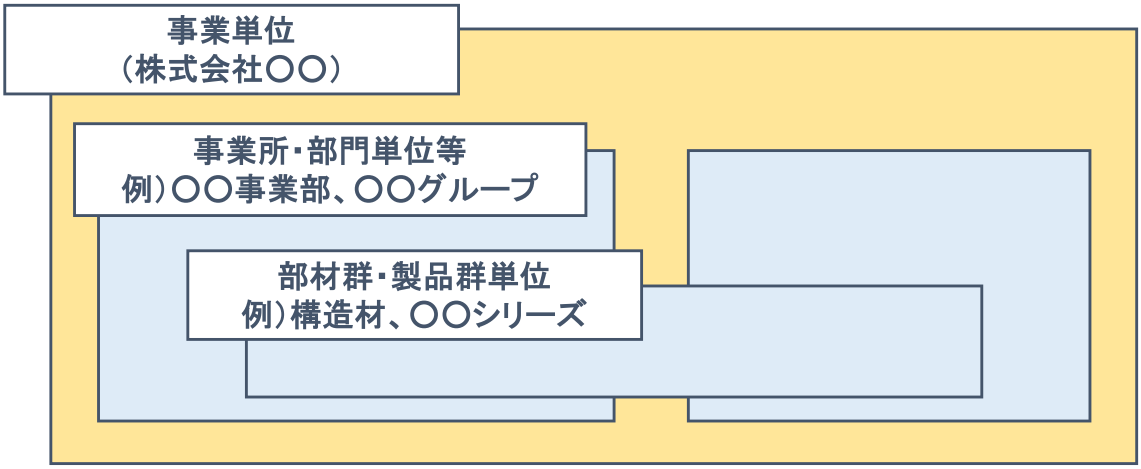

・・・第一種木材関連事業　　・・・第二種木材関連事業

9条1項

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

9
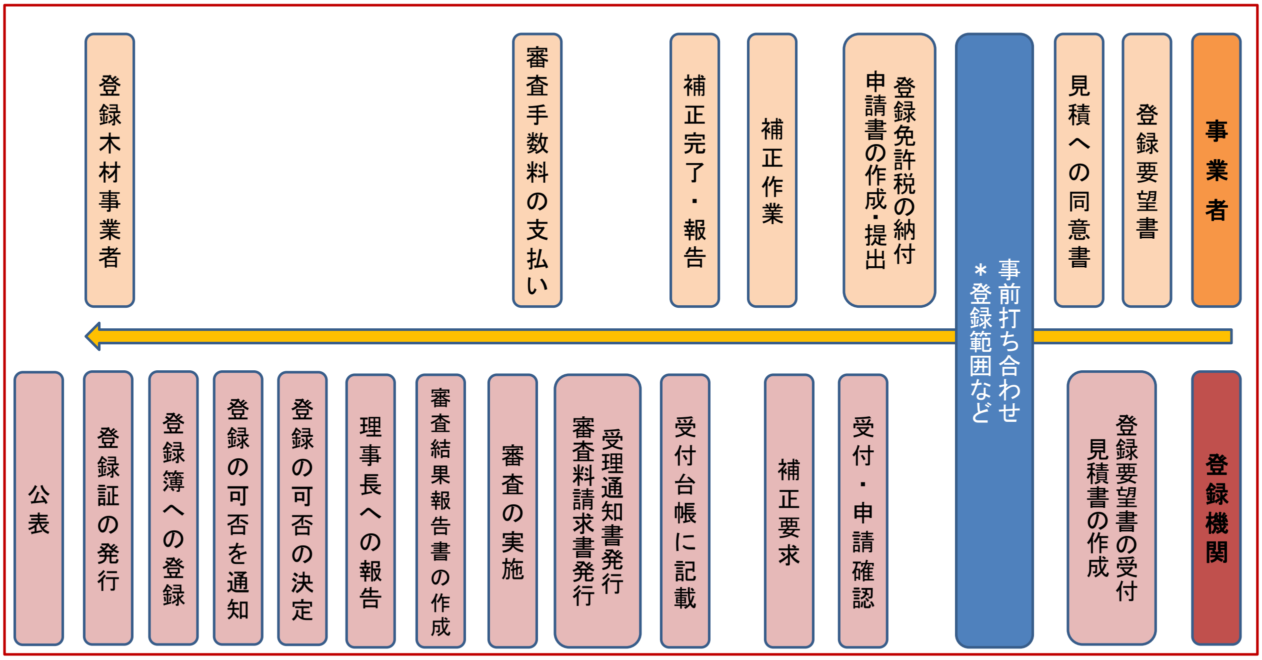
登録までの流れ